

令和2年度宮城県立角田支援学校高等部入学者募集要項

1 募集学年及び定員

普通科 第1学年 27名 (修業年限3年)

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害がある者で、令和2年3月末日までに、中学校、特別支援学校(知的障害)中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者。又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

< 注 > 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校(知的障害)を志願する場合は、特別支援学級(知的障害)在籍が条件である。それ以外の場合、以下のいずれかの書類を出願書類に添付すること。

- (1) 知的障害を証明する書類(療育手帳の写し等)
- (2) 市町村教育委員会で設置している就学指導委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類(就学指導委員会資料の写し等)を添付した市町村教育委員会教育長の証明書。

3 出願書類

- (1) 入学願書 (本校所定の用紙)
- (2) 調査書No. 1 (本校所定の用紙)
- (3) 調査書No. 2 (本校所定の用紙)

※書類等については教育相談等で説明し、配付する。

4 出願書類の提出

- (1) 受付期間

令和元年12月19日(木)～令和2年1月6日(月)

- (2) 受付場所

宮城県立角田支援学校 事務室

- (3) 受付時間

土曜日、日曜日及び令和元年12月29日から令和2年1月3日までの日を除く、午前9時から午後4時までとする。(郵送する場合であっても、受付最終日の午後4時までに必着のこと)

- (4) 方法

郵送又は直接持参すること。なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書すること。また、その際、受検票送付用封筒1通(長形3号、速達簡易書留郵便料金694円分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)を出願書類と併せて提出すること。

〈 宛先 〉

〒981-1503

角田市島田字御蔵林24-1

宮城県立角田支援学校長 宛て

5 教育相談

- (1) 入学を希望する者とその保護者並びに担任は、出願の前に原則として教育相談を受けることとする。
- (2) 教育相談は令和元年11月18日(月)～11月29日(金)の期間(11/19を除く)の
 - ① 9:30～10:15
 - ② 10:20～11:05
 - ③ 11:10～11:55
 - ④ 13:10～13:55の時間帯に実施する。

6 入学者選考

- (1) 期日 令和2年1月16日(木)
- (2) 場所 宮城県立角田支援学校
- (3) 選考方法
 - ① 出願書類の審査
 - ② 諸検査(身辺処理, 集団行動, 作業能力)
 - ③ 面接(生徒, 保護者)
 - ④ 観察
- (4) 日程
 - 9:00～ 9:15 受付
 - 9:20～ 9:25 オリエンテーション
 - 9:30～12:00 諸検査及び面接
- (5) 持ち物 ○受検票 ○運動着(上下) ○上靴
- (6) 服装 制服, またはそれに準ずる服装

7 合格発表

- (1) 令和2年1月27日(月) 午後3時 本校玄関前
- (2) 合格発表後, 合格通知書等を出身学校長又は代理人が直接受領するものとする。印鑑を持参の上, 事務室で受領すること。なお, 結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は, 結果通知用封筒1通(長形3号, 速達簡易書留郵便料金694円分の切手を貼付し, 出身学校長名, 住所, 郵便番号等を明記したもの)を宮城県立角田支援学校長宛てに送付すること。

8 追検による選考の実施

- (1) 選考日当日に実施する諸検査及び面接等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会確保のため, 追検による選考を令和2年1月22日(水)に実施する。
- (2) 追検による選考は, 選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で, 次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - (イ) インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - (ロ) その他やむを得ない事由のある者
- (3) 選考日当日において, 諸検査または面接等のうち一つでも受検した場合には, 本校校長が追検による選考についてその実施の可否, 内容等について判断することとする。

(4) 実施上の手続きは以下のとおりとする。

- (イ) やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
- (ロ) 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、本校校長へ電話等で連絡する。
- (ハ) 当該出身学校長は、1月20日(月)午後5時まで、追検による選考申請書(角田支援学校ホームページよりダウンロード)に必要な証明書類(診断書等)を添付し、角田支援学校事務室へ持参または郵送する。その際、返信用封筒1通(長形3号、速達簡易書留郵便料金694円分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)を併せて提出する。
- (ニ) 追検による選考の手続きをとった中学校長は、申請書類の審査を受けた上で、本校校長より追検による選考受検許可証を受け取る。
- (ホ) 追検による選考を認められた受検生は追検による選考当日、受験票及び追検による選考受検許可証を受付で提示し受検する。
- (ヘ) 追検による選考に関する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずはFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

9 口頭請求による学力検査得点の簡易開示

本校の入学者選考は教科の学力検査を実施しないので、簡易開示の対象とはならない。